

視覚障がい者擬似体験セット貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、視覚障がい者擬似体験セット（以下、「体験セット」という。）の貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 体験セットは、市内の学校、自治会、企業等の団体であって、バリアフリーに関する理解を深めるための学習会や講座等を実施する者に貸出するものとする。ただし、市長が特に必要があると認める者については、この限りでない。

(貸出承認申請)

第3条 体験セットを使用しようとする者は、「視覚障がい者擬似体験セット貸出承認申請書」（様式第1号）を使用開始日の1週間前までに提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、承認に当たって、必要な条件を付することができる。

(貸出承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容を速やかに審査し、適当と認める場合は、視覚障がい者擬似体験セット貸出承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(貸出承認申請の不承認)

第5条 市長は前条による申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。

- (1) 貸出申込にかかる貸出期間が、すでに貸出を承認したほかの行事等の貸出期間と重複する場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 政党、思想、宗教などの活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 営利を得るために利用されるおそれがある場合
- (5) 「高槻市暴力団排除条例」第2条第1号から第3号までに掲げる者である場合
- (6) その他市長、不適切であると認める場合

2 前項の規定により体験セットの使用を承認しないときは、「視覚障がい者体験セット貸出不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(貸出方法)

第6条 使用者が高槻市役所に来庁し直接借り受けるものとする。

(貸出期間)

第7条 貸出期間は、原則として貸出から返却まで5日以内とする。

(使用料)

第8条 使用料は、無償とする。

(遵守事項)

第9条 体験セットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 視覚障がい者擬似体験以外の目的で使用しないこと。
- (2) アイマスクを使用する際は、ハンカチなどを利用し、直接肌に触れないようにすること。
- (3) 視覚障がい者誘導用ブロックは、屋外及び土足での使用はしないこと。
- (4) 第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 借用中は、常に良好な状態で管理し、盗難、紛失及び破損の防止に努めること。
- (6) 破損や汚損等が生じれば、速やかに都市づくり推進課に連絡すること。

(返却方法)

第10条 使用者は、高槻市役所に来庁して、担当職員の点検を受けて返却しなければならない。

(原状回復)

第11条 使用者が体験セットを破損又は汚損をした場合は、原則、使用者の責任と負担により、原状に復さなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(損害等の責任)

第12条 体験セットの貸出により使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は、一切の責めを負わない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、都市づくり推進課長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年9月11日から施行する。
- 2 この要領は、令和元年 5月 1日に改正し、令和元年 5月 1日から施行する。

視覚障がい者擬似体験セット内容

	貸出数
白杖	5本
アイマスク	10枚
視覚障がい者誘導用ブロック	1セット 〔点状ブロック 0.9m×2枚 線状ブロック 1.8m×2枚〕